

(仮称) 富士見市産業振興条例(案)について(概要)

1 条例を制定する目的

富士見市の産業振興施策の基本となる理念を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民等の皆様の役割を明らかにするとともに、連携、協力して取り組むことにより、地域経済の活性化と市民生活の向上を目指すことを目的に、(仮称)富士見市産業振興条例を制定します。

2 条例の主な制定事項

- ① 基本理念として、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として、市、事業者、産業経済団体及び市民等の皆様との相互の連携、協力により、産業振興を推進する旨を定めました。
- ② 商業、農業、工業、観光等の各分野における産業振興の基本理念を定めました。
- ③ 市、事業者及び産業経済団体の皆様の役割、並びに市民等の皆様の協力の内容を定めました。
- ④ 産業振興に関する計画、財政上の措置及び富士見市産業振興審議会の位置づけ等を定めました。

2 条文の要旨

第1条 <目的>

- 条例制定の目的を定めています。
 - ・ 地域社会の発展のためには、産業の振興が重要です。

(仮称)富士見市産業振興条例は、産業の振興についての基本理念を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民等の皆様の役割等を明らかにし、産業振興の施策を総合的、計画的に推進することにより、地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的としています。

第2条 <定義>

- 本条例に規定する用語について定義を行いました。

第3条 <基本理念>

- 産業振興に関する基本理念を定めています。
 - ・ 事業者自らの創意工夫と自主的な努力を基本として、市、事業者、産業経済団体及び市民の皆様の役割分担と協力のもと推進することを定めています。
- 各産業分野における基本理念を定めています。

第4条 <市の役割>

- 第3条の基本理念にのっとり、産業振興を進める上での市の実施する施策を定めています。

第5条 <事業者の役割>

- 第3条の基本理念に配慮し、産業振興を進める上で、事業者の皆様にご担っていただきたい役割について定めています。

第6条 <産業経済団体の役割>

- 第3条の基本理念に配慮し、産業振興を進める上で、産業経済団体の皆様にご担っていただきたい役割について定めています。

第7条 <市民等の協力>

- 産業振興施策に関し、市民等の皆様にごお願いしたい協力について定めています。

第8条 <産業の振興に関する計画>

- 産業の振興に関する施策を計画的に推進するために、市が策定する、商業活性化ビジョン等の産業の振興に関する計画について定めています。

第9条 <財政上の措置>

- 産業振興施策の推進にあたって、市は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

第10条 <富士見市産業振興審議会>

- 産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、設置する組織について定めています。
 - ・ 現在、附属機関として、富士見市産業振興審議会が設置されています。組織、運営に関する事項は、富士見市産業振興審議会条例によります。

第11条 <委任>

- 詳細については、規則等へ委任できることを定めています。